

ばなしでいいというようなことになつて参りまして、自然にこういうことをすればこれでやつて行けるというふうな工場の自主性がそこに現われて来るわけであります。それがもし通産省の意見と異なつた場合にはいつまで検査を受けてもやらしてくれない、せつ官の御見解を承りたいと思います。

○本間政府委員 ただいま御指摘のありましたように、飛行機の特別な性格にかんがみて、最初から許可主義をとつたらいいじやないかということも一つの尊重すべき御意見であろうと思ひます。しかし御承知のように、航空機工業は非常に莫大な資金をもつて相当大きい設備をいたすわけでございます。しかしながら、法文の上では届出主義になつておりますが、それらの工場の經營をしたいという所は、かつてに設備をいたしますとか、そして検査を受けるという点でなしに、事前にいろいろな相談もあるうと思いますし、またその間ににおいていろいろな指導もできるかと思うのでございまして、届出主義をどうして検査をする方法にいたしまして、御心配のような面は実際の問題としては出ないのじやないか、ころ私どもは考えております。

うなことはいらないようにもとれるのあります。むしろこういうものは止した方がいい。われくが心配するような懸念がないとすれば、この検査といふ條文はいらぬものであると考えるのあります。政務次官の御見解を承りたいと思います。

○本間政府委員 許可主義にいたしましても、いろいろな設備をして、その設備が私どもの考へている基準にはござつていればいつまでたつても許可是もはえぬということになるわけでありますから、届出主義によつて設備を検査をするにいたしまして、できるだけ品質及び性能の均一性をはかつて參りたいといふ考え方と、その点はそう違わないのじやないかと私は思うのであります。

それから届出さえすれば、相当の資金もいるし、相當な設備をするわけだから、あとはどういう生産設備でも、あるいははどういう生産の方法でもいいぢやないかとおつしやられますけれども、先ほども申し上げましたように、航空機は非常な安全性をたつとぶものでありますし、航空機工業が成り立つて参ります基本的な要件としては、どうしてもマス・プロの生産方式を採用しなければならぬという基本的な性格がありますので、私どもとしてはやはり一定の基準をつくつておきまして、そしてできるだけ品質及び性能の均一性をはかつて行きたい。それがまた航空機工業が漸次発達して参りまする基本的な要件である、こういうふうに考えておる次第でござります。

あることは間違いない。届出制になつておつても非常な設備と莫大な資金を要するのだから、そのような許可をしないでも大体そういう線を持つて行けると一方で言つておるかと思いますと、一方ではこれはどうしても一定の規格にそろえなければならぬというふうなことでありまして、右手と左手どちらでありますと、許可制にしないでながら検査をする、許可制にしないでやるというところにはどうしても疑点が晴れないであります。ここを通産省が非常にこの航空機製造という点に関しましてにらみをきかそうといふようなことがありくと現われておることだけは間違ないのでありますて、この上はいかに押問答をいたしましても、これは老練に逃げられると思いますし、見解の相違ということになると思ひますので、これ以上は追究いたしません。

第二にお尋ねいたしたいのは、さらにつきでござりました航空機といえども通産省の確認を得なければこれを他人に引渡してはならない、こういうふうに第八條において規定いたしておるのであります。が、この確認というのはどういうことが確認になるか、その確認の定義をつきりここに示していただきたい。

○本間政府委員 これは前々会にも申し上げた点でございますが、私どもの方の製造認証書というのは、その航空機工場で設置せられているその設備を利用いたしまして、そうして一つの生産の方法がきまつておるわけでござりますから、その方法に従つて飛行機が漸次つくられて行くわけでございま

いう製造工程、どういう経過を経てで
きたかといふ、そも航空機のつくられ
ました経歴と申しますが、そういうも
のを正直に記載いたしまして、それが
私どもの製造確認書になるわけであり
ます。そういたしますれば、そういうも
のをつけた製造確認書を見ますればど
ういう製造工程を経て、どういうふう
にでき上つているかといふことがわか
るわけでございまして、決してこれは
最後に検査をいたしましてその検査に
合格をするというような考え方ではな
いのでございます。

書だけ出していかにもつばなものができてはいるのだ、こういうことで自己満足をする筋合いではないと思いまます。これは将来の航空行政の上において一番のがんになる、かとうに私は考へているのであります。この確認書を出すというならば、いつそ思い切つて耐空証明まで出すというようなことに通産省が一步前進するか、あるいは確認書というようなものを通産省が出すことをとりやめて、これは航空局、現在の航空局に対してこれを所管せしめる。製品の検査は、すべてその工程にまで立ち至つてこれを航空局に譲る。いずれかにすることが、この航空行政の将来の混乱を防ぐことになることは間違いないであります。いかに名答弁をする本間政務次官としても、これに對して答弁の余地はないと思うのであります。いかなる答弁をせられるか、承つておきたいと思ひます。

る確認書でございますけれども、それ
を出すことが何か責任のがれだといふ
ような御批判でございますが、まつた
く私どもには微塵もそういう考えはござ
いません。

○鶴谷委員 それなら、私は今まで
ながらもしそれがどうしても必要な
なものであるならば、運輸省に製造確
認書をつくりさせたらどうだということ
であります。ですが、そういたしますと、製
造工場が両省の二元行政のもとになる
ということになりまして、それこそ御
指摘のような混乱が起るわけでありま
して、私どもはあくまでも製造事業は
できるだけ一元的な行政のもとで、製
造工場がすくすくと伸びるという観点
から、どうしても製造確認書は必要
なものであり、そしてこれは通産省が
所管すべきものだというふうに考えて
おります。

責任の明確化ということであるのです
ります。この耐空証明を通産省が出す
だけの御意思があるかどうか、その点
を伺つておきたい。

○本問政府委員 私どもは最初から、
生産は一元的に通産省でやりたいとい
う考え方を持つて、御承知のようにい
ろいろな経過を経ましてこの裁定案が
できてるわけでありますから、私の
方でただいま耐空証明までやるとい
ふうには考えておりません。

○關谷委員 この法案は、どう考えま
しても、結局通産省が航空機の製造の
製品検査までしたいという、なわ張り
争いから来たのであると私は思いま
す。そしてこの耐空証明というものは
運輸省に出さず。中がどんなものやら
わからず運輸大臣は耐空証明を出し
て、それで通産省のやつた確認書の中
にも「誤りがあつて是當にござら」、そ

明確化ということは決してできない。必ず責任のがれであり、あとで紛争が起ることだけは間違いないのであります。しかしりくつを申しましても、これが事実となつて現われることだけを予言申し上げておきます。この点私たちには納得はいたしかねるのであります。そこでこれをはつきり申し上げておきたいと思います。まことに通産省の責任のがれの法案であり、まことに御都合主義の法案である。しかもその責任は運輸省が負うというようなものであります。私たちとしては承服相ならぬ條項でありますが、この耐空証明まで通産省が出すように修正せらるるか、あるいはそうでなければ、この八條に出ておりますところの確認書といふような製造過程、製品の検査を航空庁の所管として、確認書も航空庁の

○關谷賛同 このでき上りました結果は確認書がなければならぬといふべきゆうくなつた、自由取引の原則からしてもまことに当を得ないと、ふうに私たちも考えるのであり、それを安全の立場からいふことでもしきりに答弁せられておりましたが、安全の関係は航空庁の方であります。私はこれ以上議論を上げませんが、やがてこれによつて不都合があるということを予言いたしまして、私の質問を終ります。

田国務大臣は閣議の委嘱によつて本件を御検討になり、政治的な考慮は全然拠つておらない。この問題をいかに解決すべきであるかということを、科学的に、また技術的に、行政的に検討されて結論に到達されたというようなことを申しております。私はこの結論に對しまして理想的なものであるとは感じておらないのですが、野田国務大臣の本件に対する態度としては、まさにそうあるべきであり、またその通りであるに違ひないと信ずるものであります。ところが前回の連合審査会におきまして、運輸大臣はその御答弁によつとふしげな御発言があつたよう伺つたのであります。つまり大臣は本件の決定に際し、何らか政治的な動きがあつてゆがめられて決定がなされたのであるというような意味のこと

べん重ねてお尋ね申し上げたいのです。二元行政になるというようなことがあります。工場設置、工場の監督に対しましては通産省がやり、製品に対しては航空局がやる、こういうようなことになつても決してさしつかえないと私は思うのであります。一方において確認書を出しておきながら、さらにまた一方において耐空証明を出さなければならない。これは複雑を帶びて、これこそ二元行政というようなることになるのであります。もしそれでやるとすれば、今後退した方の答弁がありましたら、責任をもつてそういうふうに確認書を出し得るものならば、むろもう一步進んで耐空証明を通産省が出して、その飛行機の機体による事故があつた場合にはその責任は負うのだ。一元行政のよいところは、

責任までも耐空証明を出した運輸大臣が負わなければならぬ。まことに通産省としては便宜のいい法律であります。責任のがれの法律であることだけは間違いないのです。この点はいくら申し上げても一向お感じないようでありますので、これ以上申し上げることはやめさせけれども、この航空機の安全性ということについては、所管が航空庁の範囲になるといふことであれば、この確認といふようなことは、いつそとりやめた方がよろしいと私は思う。もしそれをやるのならば、耐空証明まで通産省が出すべきものである。その後の運航による事故に対しましては運輸大臣が責任を持つが、しかしできた機体そのものにつきましては、耐空証明までも通産省が出すのでなかつたならば、将来の責任の

○本間政府委員 お説は私どもも十分
拜聴いたのでござりますが、この
法案が生産を担当いたします通産省の
責任のがれの法案だということは、こ
れは見方であります、私どもはさよ
うな考えは微塵もないのですからま
で、いやしくも生産を担当いたします
からには、航空機の性格にかんがみま
して、当然この程度の検査はしなくち
やいかぬという、生産を担当いたします
する責任者の最低の線を出しておるわ
けであります。従いまして修正がどうう
といふようなことでござりますが、私
どもは前にも申し上げた通り、今日の
実情におきましてはこれが一番いい法
案だと確信して出しておるわけであります。
ういうふうなことに修正せられようと
する御意願があるかないか、伺つてお
きたいと思います。

責任の明確化ということであるのです。この耐空証明を通産省が出すだけの御意思があるかどうか、その点を伺つておきたい。

○本邦政府委員 私どもは最初から、生産は一元的に通産省でやりたいという考え方を持つて、御承知のようにいろいろな経過を経ましてこの裁定案ができるわけでありますから、私の方でただいま耐空証明までやるというふうには考えておりません。

○關谷委員 この法案は、どう考えましても、結局通産省が航空機の製造の製品検査までしたいという、なわ張り争いから来たのであると私は思いました。そしてこの耐空証明というものは運輸省に出さず。中がどんなものやらわからずに運輸大臣は耐空証明を出して、それで通産省のやつた確認書の中にもし誤りがあつた場合にでも、その責任までも耐空証明を出した運輸大臣が負わなければならぬ。まことに通産省としては便宜のいい法律であります。責任のがれの法律であることだけは間違いないのであります。この点はいくら申し上げても一向お感じないようでありますので、これ以上申し上げることはやめますけれども、この航空機の安全性ということについては、所管が航空庁の範囲になるということであれば、この確認といふようなことは、いつそとりやめた方がよろしいと私は思う。もしそれをやるのならば、耐空証明まで通産省が出すべきものである。その後の運航による事故に対しましては運輸大臣が責任を持つが、しかしできた機体そのものにつきましては、耐空証明まで通産省が出すべきものであります。そのための運航による事故に対しましては運輸大臣が責任を持つが、

○本問政府委員 お説は私どもも十分
拜聴いたしたのでござりますが、この
法案が生産を担当いたします通産省の
責任のがれの法案だということは、こ
れは見方であります。私どもはさよ
うな者は微塵もないのですからまし
て、いやしくも生産を担当いたします
からには、航空機の性格にかんがみま
して、当然この程度の検査はしなくち
やいかぬという、生産を担当いたしま
する責任者の最低の線を出しておるわ
けであります。従いまして修正がどうう
といふようなことでございますが、私
どもは前にも申し上げた通り、今日の
実情におきましてはこれが一番いい法
案だと確信して出しておるわけであります。

明確化ということは決してできない。必ず責任のがれであり、あとで紛争が起ることだけは間違いないのであります。いかにりくつを申しましても、これが事実となつて現われることだけを予言申し上げておきます。この点私たちは納得はいたしかねるのであります。これをはつきり申し上げておきたいと思います。まことに通産省の責任のがれの法案であり、まことに御都合主義の法案である。しかもその責任は運輸省が負うというようなものであります。私たちとしては承服相ならぬ條項であります。この耐空證明まで通産省が出すように修正せられるか、あるいはそうでなければ、この入條に出ておりますところの確認書といふような製造過程、製品の検査を航空庁の所管として、確認書も航空庁の耐空證明の中へ一括して含ませる、こういうふうなことに修正せられようとする御意思があるかないか、何つておきたいと思います。

臣の言葉じりをつかんでどうこう言つたりではないのですが、前には航空局長官からも御発言があつたことがありますし、また大臣の御発言となると、その影響は非常に大きなものであり、重大なものと考えるのであります。前回の大臣の御発言はどういう意味のものでありますか、その点まずお伺いいたしたいと思います。

○村上国務大臣 いつの委員会でのお話をあるかよくわかりませんが、私は特に政治的の力が動いてゆがめられたというようなことを申し上げた記憶がないのであります。何らか言葉の不明瞭という点から今御質問になつておるのだと思うであります。今のお話のように、閣議の内容につきましていろいろ申し上げることは差控えたいと思いますが、お話をなりました点について申し上げれば、閣議におきましてもいろ／＼論議がありました。しかも冷静にそれ／＼主張があつたのであります。その結果三大臣に一任をするということに相なつた次等であります。大臣の評議によつて、御承知の四月二十六日の案ができ上つた。内容はそういうことでござります。

○多武夏委員 それでよくわかりました。そうしますと閣議の決定におきまして、野田国務大臣と運輸大臣の御意見が、結局するところ同一御意見になつたと解してよろしゅうございますか。つまり今回の裁定案は、科学的、技術的、行政的に決定せられたものであつて、その間に政治的考慮はまったく入つていなことをお認めになつておられるのだと存じますが、さように解釈いたしてよろしゅうございますか。

○村上国務大臣 閲議で野田大臣その二名の方に一任するということに相なりました。そうして決定をしたのであります。しかしこれは意見が対立申しますが、一致しなかつたがゆえに、そいつたよなことに相なつたのであります。従つて私の意見、またその他の大臣の意見ともこの裁定事案が違つておるということは明らかなんであります。違つておるがゆえに、裁定を必要としたのであります。私の意見は終始貫、これは自分の信念でありますまして、何らかわかりません。これはお断りしておきます。しかし閣僚の一員としておる以上、閣議で決定したことには服従することが必要だと思つております。

第二段におきまして、政治的の云々というお話をありましたが、これは政治的といふ解釈のいかんによると思ひますが、閣議でいろいろ意見を述べ、これが決定するというような問題は、すべて政治的だと解釈し得るのではないかと私は思います。今多武良さんのおつしやつた政治的といふ意味はどういう意味であるか、私によくわかりませんが、何か特別な事項を指摘になつておるのだとすれば、そういう特殊な問題はないと私は思つております。

○多武良委員 それでよくわかりました。

次に生産行政の一元化ということについて、いろいろ疑問がありますので、お伺い申し上げます。航空機工業は、申すまでもなく長い間の空白期間を経まして、新たに再建されようとするところの工業でございまして、この工業は機械工業の最高水準を行く総合工業と申しますか、まことに重要な産

業でありますから、その再建の一日も早からんことを念願すると同時に、過去の航空機工業にとりまして、その発展の阻害となつた大きな理由の一つであるところの多元的な行政をどうしてもなくしていただきたいというのがわれわれの考え方であります。かつて陸海軍から指令が入り乱れまして、朝令暮改と申しますか、航空機工業をいたゞらに混乱させていただけであつたという経験は、われくの記憶に新しいところであります。このような事態を招いた最も大きな原因は、要するに需要者側を所管する官庁が、航空機工業に対しまして、生産行政をあわせて所管しておつたということをございまして、需要者は数多くあるはずでありますから、需要者側が生産行政を所管するといふ行き方は、必然的に生産行政の多元性を導くことになることは、火を見るよりも明らかなことであります。この工業の再発足に際しまして、需要者のわずかな一部分を所管するにすぎない運輸省が再び戦前の悪弊を再現されようとしておるといふに考えられるのであります。これは航空機工業の発展を願う者にとりましては、まことに憂慮にたえないものがあるのです。先日の閣議決定も生産行政の一元化といふ建前を尊重してあるが、いふうな断が下りたものだと承つておるのであります。この際航空機工業に対する生産行政の一元化といふ大原則をはつきりと打立てることが非常に重要だと思いますが、これに対する大臣の御見解はどうか、お伺いいたしたいと思います。

て多元的では私なかつたと思うのあります。軍用機の生産については軍部がもとより所管しておられたと思ひます。しかし民間の航空機の生産についてはすべて航空局が所管しておつたと記憶するのであります。ただ生産工場があるいは軍用機の注文を受ける、あるいは民間航空機の注文を受けるといふために、生産工場においては両方面から——軍用機の注文を受けたときどきは軍部の指揮監督を受ける、また民間航空機の注文を受けたときには航空局の指揮監督を受けるということに相なつたのじやないかと思うのであります。日本では御承知の通り、将来はござらず、現在のところでは軍用機の生産ということは、現段階におきましてはまだ問題になつておらぬと思うのであります。他日の問題であると思ふのであります。また民間航空機にいたしましても、生産及び特に航空行政の生産のみならず、その安全性につきましては航空行政の一元化ということになります。また航空機また航空事業の発達をもたらすためには、いかんでもないか、こう考えておるのあります。しかし航空機の生産は生産の通り四月二十六日の裁定によりまして生産は通産省で所管しておられますが、責任をもつて遂行するということに相なつた次第であります。

の方へ持つて來い。それからあくる日海軍の監督官のところへ行くとその裝備品はこつちの方へくれといふようなことで、事実末端の方では非常に迷惑をこうむつておつたのであります。それはともかくとして、耐空證明の発行が航空廳長官の権限に屬しておりますが、生産行政の分野に属する検査までもすべて運輸省が行えるような形になつておりますが、それまで少なくとも上らしいのではないかといふうに考るるわけであります。その例は輸入航空機のごとく、航空法案の中にすら明文をもつて示されておるのであります。大臣は海のかなたの実情を察知できない外国のメーカーまたは外國の政府は信頼せられて、国内のメーカーまたは政府部内の他の行政官庁のすることは信頼できないといふうな意味にも解釈されるのであります。が、この点いかにお考えになつておりますか、お伺いいたしたいと思ひます。

いうお話をありました。この国際民間航空條約の参加國以外でありますれば、これはお話を通りだと思います。国際民間航空條約の内容、また特にその付属書の示している構造、強度その他あらゆる試験、検査等はそれぞれ加盟国である以上は、それ／＼の航空法に盛り込んでいるあります。たとえて申しますれば、米国の民間航空局、これは生産から一元的に運営まで責任をもつて監督をしている役所だと考えておりますが、米国の民間航空局が国際民間航空條約の内容を包含した米国の航空法に基いて検査をし、証明を発行しておられる。従いましてその工場のいかんにかかわらず米国の民間航空局が正しき証明をし、またそれに基いて耐空証明をしておられるというものであれば、これは当然信頼して可なりだと思つておるのであります。ただ相當期間長期にわたつて使用されている中古品である、あるいは証明発行後相手間に経過しているものを輸入した場合には、あらためて証明書を発行する、いわゆる検査をし直すといふことが必要になつて来ると思うのであります。

○多武良委員

今歐米先進國の航空機がそういうような段階を経て、優秀なものであるといふことに承るのであります。が、航空法条文中に別にどの飛行機といふことも書いておりません。従つて場合によりますと、イントとか、あるいは台湾なんかからも飛行機が輸入されるのではないか、かりにそういう場合にも、全然外國の航空機ならそのまま、そつて国内の飛行機は、これは大臣とか、あるいは長官がみづか

す。今私の信念として申しました範囲は、もちろん部品につきましても、資材につきましても、航空機の生産工場にこれらのモーターにしても、あるいは素材等についても、その納入について納入検査を責任をもつてやらなくちやならぬ。生産に関する、責任をもつて進めて行く場合には、船舶生産あるいは機関車生産も同じく、部品として工場で受取る、あるいは素材として発注して、素材を受取る場合に納入検査を責任をもつてしなければならぬと考えております。

○加藤(鶴)委員 資材あるいは部品については納入検査をしなければならぬとおっしゃいますが、それならば組立てられた、完成された航空機そのものについても、納入検査だけでよいわけではございませんか。

○村上国務大臣 これはもう申し上げるまでもございませんが、組立てられた完成した航空機を外側だけ見て、ただちにそのすべてが完全であるということは何人もできないことであります。そうありますがゆえに、型式証明といふものは、まずもつて設計のときから見まして、その是なることを確認して、しかもかりに模型を作成いたしまして、試験飛行をする。かかる上に初めて型式証明を発行し得るのであります。こういうぐあいになつております。そこまでやらなければ安否を確保できないというような工業は非常に他に例がないのじやないか、あるいはいつもきわめてまれではないかと思うのであります。これらの点まで国際民間航空條約はそれ／＼詳細に規定いたしておるのであります。組立てられた飛行機はもとより、その飛行機の耐空

証明を出すにあたりましては、もちろん飛行を実行しまして、その型式証明まで計画しておる力が出るかどうかといたようなこと、その他詳細にわたつて試験をして耐空証明を出し得るのであります。また前刻申しました納品の際における納品検査ももちろん必要になつて来ると思うのであります。その点意義が違つて来ると思ひます。

のについては今問題にしていないで、ただ納入検査をすればいいというようなお考えになりますると、村上運輸大臣は資材の点についてははなはだ無責任だ、こういうりくつが出来来ると思いますが、その点はどうですか。

○村上國務大臣 今、資材についても、飛行機の材料に使うもののことときはきわめて良質のものが必要だとおつしやいました。まことにお説の通りだと思つております。ただ、それならこの資材を生産するところまで目をつけなければ安心ができるじやないかと、いう御質問であります。資材のごときはきわめて單純でありますて、それが良質のものを必要とする、あるいは特別良質のものを必要とする。それはそれく規格に合されておるのであります。複雑性を持つておるか、單純であるかということによつてそこがかかるつて来ると思うのであります。御指摘のような資材のごときは、納入検査によつて安心の行く程度に試験ができる、こう考えております。今日船艦につきましても、また機関車、電車等につきましても、すべてただいま申したような式で製作をやつておる次第であります。

○加藤(鶴)委員 私が申し上げるまでもなく、近代産業としての精密工業といふものは、生産者それ自体が責任を負うといふ立場でなければできるものではないと思うのです。納入されたものについての試験をする方法は

がおつしやつた通りです。従つてそう
いう意味から申しますならば、組み立
てられた航空機そのものについても、
一定の試験の標準というものがあつ
て、私はそれができると思う。たとえ
ば発動機についての試験あるいはまた
機体そのものについての試験といふも
のは、その資材の厳密なる試験によつ
てできたものについての試験が行われ
る基準があり、またそのでき上つた
ものについて試験ができるという点に
ついては、今そのくらいの検査に要す
るところの能力は科学的にできておる
と私は思うのです。資材は單純だから
その生産工程について検査の必要はない
い、機械は複雑だから生産工程において
一々検査しなければならない、監督
しなければならないということは、近
代産業に携わられる村上運輸大臣の理
論としては、私ども少し納得しがた
いわけであります。先ほどおつしやつ
たことは、私はほんと常識論にすぎ
ないと思うわけです。資材は單純であ
る、しかしながら今日の資材というも
のは單純ではございません。アルミニ
ウムがで、それから純度の高いジニ
ラルミンができるまでの過程は實に複
雑なものだと思います。いわんや発動
機その他に使いまする特殊合金は非常
に複雑な過程を経てでき上るものであ
ると私は考えております。おろそかに
ものは複雑であるということは、いろ
いろなものが合さつてできるから複雑
であるといふにすぎないと思うので
す。さらにその生産工程については、

けですが、通産省が監督、検査をするから、運輸省はその責任を負えない、不安でならないということは、同じ政府の中においておかしな話ではないかと私は思うわけあります。おそらく通産省といえども、最も安全性の高い飛行機をつくるうという趣旨に基いて検査をし、監督をせられるものであると思ふわけですが、それらの点について、運輸大臣はどういうふうにお考えになりますか。通産省なるがゆえに、自分の所管に属しておらないがゆえに、責任が負えない、信用ができるないということは、同じ政府の中における管理の立場として実におかしな話ではないかと思う。先ほど多武良君もおつしやいましたが、外国のものは耐空証明までしてあるから信用するとおっしゃいますならば、通産省において耐空証明をしたものでも、外国よりも日本の同一政府のやることでありますから、より一層信用ができるという気になるわけではないかと思いますが、その点について大臣の所見を伺います。

として、言いかえますれば、四月二十二日六日の裁定を前提としてこの法案がでるべき上つておるのであります。ただ先刻来いろ／＼御質問があつてお答えいたしましたのは、私の信念をお尋ねになりましたので、そのよつて来るところを申し上げたのであります。なお今御質問になつたのも、その信念のよつて来るところの事柄に関連しての御質問であつたようだと思うのであります。この航空機を生産するような工場には、もちろんりつばな技術家でおられますことはもとより当然であります。工場におられる責任ある技術家の技術を信頼するということは、もとよりなくしてはならぬと思うのであります。またそういう精神においてこの法案にも盛り込んであるのであります。なお飛行機は、でき上つたものを試験してよければ買う、もし悪ければ買わなければよいじやないか、でき上つたものについてのみ検査さえすれば使用者はよいではないか、こういうような御趣旨の御意見があつたと思うのであります。が、これは私は考へなければならぬことだと思うのであります。自動車のごとくマス・プロの性質のものでありますれば、ヨイイスが購入者の方にあつてよろしいのであります。また工場側の生産者側の方で多数の製品を羅列して、使用者といふか注文者といふか、購入者に選択の自由を持つてもらつてよろしいのであります。しかし船舶側の方であります。注文者が気にいらぬいかといつて引取らないということになりましたの他の車両にしましても、特に飛行機のごときは全部注文生産の品物であります。注文者が気にいらぬいかといつて引取らないといふことになりましたならば、ことに一機で数億円

を要するような航空機を要取らないといふことがありますと、そこにトラブルが起りますと、生産者としては非常な迷惑しこくなことであります。ところが結局航空の健全なる発達を阻害することに相なると思うのであります。航空機といえども将来の発達いかんによつてはマス・プロとしてここに相なるでしよう。しかしながらここ当分は注文生産によるることは認めなければならぬと思ふのであります。かるがゆえにでき上つてから氣に入つたら購入すればよいという考え方では、航空行政の完璧、言いかえれば航空事業の健全なる発達は期し得られないと思うのであります。まだでき上つたものを検査して、それで一応さしつかえなければ、耐空証明を発行してもよいぢやないかといふような御趣旨のように拜聴いたしましたが、今日高度な技術をもつて複雑な組立てをする航空機については、でき上つただけではないかぬということは、私の一家言ではないのでありますと、国際民間航空条約が明瞭に示しております。すでにわが國も平和条約におきまして、その締結時において国際民間航空條約に加入するということは、政府としても宣言いたしております次第であります。この国際民間航空條約の示すところによりまして、耐空証明を発行するには、これの段階において検査、試験をせなければならぬといふことが、條約上の義務として課せられておる次第であります。これをただ航空法案に盛り込んでもあるにすぎないのであります。なお、私の信念についてお尋ねになれば、今申し上げる通りにお答えするよりしかたがないのであります。しかし私の信

念を主張することは、今日許されない段階になつておるのであります。要するに民主政治はいろいろな意見がそろつてあります。そこで、多数で進んで行くものであつることは申し上げるまでもありません。閣議といえどもまたしかりであります。この裁定にナシであります。四月二十六日の裁定が決定しました上は、この裁定にナシであります。そこで御審議を願つておる航空法案を立案いたした次第であります。この点ひとつ御了承おきを願いたいと思ひます。

りたいとおつしやるのだろうと思ふ
けです。しかし私は同じ内閣の大
臣が、他の大臣のやつたことだからど
も不安で責任を負えないとか、またな
人のやつたことはおれが責任を負う
き筋ではない、自分がやらなければ
任せが負えないということは、共同責
任の上に立つ内閣としてはおかしいと申
う。ことに検査は大臣がみずからおこな
りになるわけではないのですから、一
度な技術を持つております者が通産省
におつて検査をいたしますれば、ま
それを信頼して大臣が責任を負う。
つて同じ内閣の他の大臣がそれを信頼
するのは当然だと思う。人のやつたこ
とは責任を負わぬというのは、役所の
セクト主義のあまりにもはなはだし
ものではないかと思うので、その点に
聞きしたわけです。

に基いた型式証明、耐空証明を出しておるといふものでありますれば、もちろんこれは信用せんければならぬと思つてあります。日本で製作するものについては、日本で耐空証明その他を発行して、はじめて航空機が完璧に相なる次第であります。通産省の役人を云々といふお話をありますが、この航空法案でもいわゆる四月二十六日の裁定にも明記されておりまする趣旨によつて、通産省の技術家のみならず、その工場の技術家をも信頼して試験その他をしていただき。そして本法案におきましては、耐空証明はそれらに基づいて信頼して、航空局長官が発行するということに相なつておるのであります。御指示のようにひとり通産省の技術家のみならず、生産工場の技術家をも信頼して耐空証明を発行するということに相なつておる次第であります。

○加藤(篤)委員 他の同僚諸君の質問

他をしていただき。そうして本法案に

おきましては、耐空証明はそれらに基

いて信頼して、航空局長官が発行する

ということに相なつておるのであります。

○加藤(篤)委員 他の同僚諸君の質問

もあろうと思いますからできるだけ要

約して質問いたします。今おつしやい

ましたいわゆる通産省の役人を信頼す

る、それは製造工場の従業員に検査さ

せておるという点から見ても、決して

他を信頼しないわけではないとおつし

やいますが、それではこの第十條第六

項、第七項の規定でありますけれども、

通産省の職員をきめる場合に、運輸大臣に協議しなければならないといふ

とがあります。一体この協議とはどの

程度のことであるか、これは運輸大臣

でありますので、明らかに耐空証明の

意味だらうと思います。また第七項の

通産産業省の職員を航空局長官が指揮

監督することができる、こうしたこと

でありますので、明らかに耐空証明の

検査をする場合に、運輸省がタツチし

てやることになります。この場合に協議がととのわないということはお

るから、通産省の見解でやられるのか、あ

くまで協議がととのつて、運輸大臣の

承認を求めなければならない強いもの

であるのか、そういう点がはつきりし

ておらない。そのやり方いかんによつ

ては相当強い運輸大臣の通産産業省の

所管事項についての干渉といふことが

そこに現われて来るのじやないかと考

えられます。私は先ほど来同じ政府で

ありますから、一省のやつたことを他

省が信頼できないことはないといふこ

とを申し上げたわけですが、それに対

して運輸大臣は信頼できないことはな

いとおつしやいました。信頼できない

見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

れは承認とかいうような強い意味はこ

そがないならば、こういやり方を

しなくとも済むのじやないかと私は思

うわけですが、その点についてどうい

う見解を持つておられますか。

○村上国務大臣 十条六項の協議とい

うことを御指摘に相なりましたか、こ

までの間にいろいろ議論がございましたが、お互に目的いたしておりますところは、できるだけ航空機の発達に資するように、そうしてできるだけいいものができるようということでやつておられるわけでございまして、しかも工場に立入り検査をするような場合には、通産省と運輸省が協議をいたしまして行うということに両省の間で大体話がついているようございまして、この点で協議がとのわざに非常なめんどうなことになるいうふうには私どもは考えておらないわけでございます。その点はひとつ緊密に協力いたしまして、できるだけいいもの、しかもできるだけ飛行機工業の技術が進歩するといふ点で一致するものと考えております。

○加藤(鐵)委員 この六項の協議といふことは、今御説明の通り、言葉自体も非常にやわらかな言葉であります

し、また御答弁もそれ以外の答弁はできないと思ひます。しかしお七項目へ参りまして、当該通産省の職員を航空局長官が指揮監督することができるということで、はつきりとどめを刺してある。今尾崎委員のおつしやつたこの問題がここに現われて来ているわけであります。従つて、協議して通産省の職員に行わせるといふこの法の文句でありますしたよろに、この指揮監督権が相当強く現われて来て、運輸省の職員を使えとか、あるいはまた航空局長官が通産省の所管事項にまで入つて、いわゆるその権限外のことまでいろいろと干渉するといふ上うな事態が現われて來やしないかといふことを申し上げたわけです。その点についてそ

すまでの間いろいろ議論がございましたが、承りたい。

○村上国務大臣 きわめて重大なる耐空証明といふものを航空局長官は全責任をもつてするのであります。従いまして耐空証明をなす基礎の試験あるいは検査等、生産工程中ににおけるこれら試験等につきましては十分航空局長官は責任をもつて指揮監督をして行くべきであるということはもとより当然であります。通産省の仕事に干渉とかいうお言葉が今ありますけれども、耐空証明につきましてはこれは航空局長官の全責任において行うものであります。決して通産省の所管事項ではないと思つております。

○加藤(鐵)委員 通産省の所管事項で

はないといふことありますならば、私はこの法文のよな考見方は間違つていやしないかといふに思うわけです。私は第一條のこの法律の目的といふ点からこいつのごまかしが行われていると思うのですが、第一條の目的の中に、「航空機の航行の安全を図るための方法を定め、及び航空機を運航して當る事業の秩序を確立し」

ということがあります。すなわち航行の安全と航空機の事業の秩序を確立するといふことが目的であるわけです。

○加藤(鐵)委員 そのためにいろいろと矛盾になりますと、私はここに一つの矛盾があるように思ひます。今大臣の

おつしやつたようにこれらはすでに通産省の所管ではないということでありますならば、運輸大臣の信念のよう

に、この生産における工程は当然航空局長官が所管すればいいことになるわ

けですが、しかしながら閣議における

立入り検査の問題ですが、ここまで入

つて参りますと明らかに通産省の所管

事項の領域を侵入して来ることになる

と思います。百三十四條の「航空機若

しくは装備品の整備、改造若しくは製

造」ということに対しても報告を求める

ということになりますと、これは明ら

かに通産省の所管事項の領域を侵して

くることになると思ひます。大臣ど

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手続が入つて来るというお話

もあつたように思ひますが、それはま

つたく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 そこまでは一応認め

立入り検査の問題ですが、ここまで入

つて参りますと明らかに通産省の所管

事項の領域を侵入して来ることになる

と思います。百三十四條の「航空機若

しくは装備品の整備、改造若しくは製

造」ということに対しても報告を求める

ということになりますと、これは明ら

かに通産省の所管事項の領域を侵して

くることになると思ひます。大臣ど

なりますか。

○村上国務大臣 こういう高度な技術

を要する総合工業であります。がゆえ

に、完全な飛行機を生産するにつけてお

のも、またその安全性を確認する上にお

も、またその安全性を確保せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 七項によりまして製造過程の検査を実

施する者は通産省の職員である。その

職員について航空局長官は指揮監督す

ることができる、かつまた航空機生産

の面までタッチするということで、こ

こへ大きく通産省の所管事項にくびり

を打込んでいる。しかもこれは通産省

の所管ではない、運輸省の所管である

といふふうにおつしやいますと、結局

閣議における裁定といふものからも逸

脱して参り、第一條の目的の説明がは

なはだ足りないといふように思ひわ

けです。その点についてどうお考えに

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手続が入つて来るというお話

もあつたようになりますが、それはま

つたく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 七項によりまして製造過程の検査を実

施する者は通産省の職員である。その

職員について航空局長官は指揮監督す

ることができる、かつまた航空機生産

の面までタッチするということで、こ

こへ大きく通産省の所管事項にくびり

を打込んでいる。しかもこれは通産省

の所管ではない、運輸省の所管である

といふふうにおつしやいますと、結局

閣議における裁定といふものからも逸

脱して参り、第一條の目的の説明がは

なはだ足りないといふように思ひわ

けです。その点についてどうお考えに

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手続が入つて来るというお話

もあつたようになりますが、それはま

つたく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 七項によりまして製造過程の検査を実

施する者は通産省の職員である。その

職員について航空局長官は指揮監督す

ることができる、かつまた航空機生産

の面までタッチするということで、こ

こへ大きく通産省の所管事項にくびり

を打込んでいる。しかもこれは通産省

の所管ではない、運輸省の所管である

といふふうにおつしやいますと、結局

閣議における裁定といふものからも逸

脱して参り、第一條の目的の説明がは

なはだ足りないといふように思ひわ

けです。その点についてどうお考えに

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手續が入つて来るというお話

もあつたようになりますが、それはま

つつく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 七項によりまして製造過程の検査を実

施する者は通産省の職員である。その

職員について航空局長官は指揮監督す

ることができる、かつまた航空機生産

の面までタッチするということで、こ

こへ大きく通産省の所管事項にくびり

を打込んでいる。しかもこれは通産省

の所管ではない、運輸省の所管である

といふふうにおつしやいますと、結局

閣議における裁定といふものからも逸

脱して参り、第一條の目的の説明がは

なはだ足りないといふように思ひわ

けです。その点についてどうお考えに

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手續が入つて来るというお話

もあつたようになりますが、それはま

つつく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

も、これは運輸大臣の所管であると

いうこと、言いかえれば運輸大臣の責

任において證明をするのだといふこと

本法案を書いたつもりであります。

○加藤(鐵)委員 七項によりまして製造過程の検査を実

施する者は通産省の職員である。その

職員について航空局長官は指揮監督す

ることができる、かつまた航空機生産

の面までタッチするということで、こ

こへ大きく通産省の所管事項にくびり

を打込んでいる。しかもこれは通産省

の所管ではない、運輸省の所管である

といふふうにおつしやいますと、結局

閣議における裁定といふものからも逸

脱して参り、第一條の目的の説明がは

なはだ足りないといふように思ひわ

けです。その点についてどうお考えに

なりますか。

○村上国務大臣 前刻私の信函を申し

ましたので、とかく混同される傾きがあ

りますし、また話も二様になつて来る

のはやむを得ないと思うのであります

が、生産の領域に検査あるいは證明

のための手續が入つて来るというお話

もあつたようになりますが、それはま

つつく同意であります。航空機のごと

き、また航空事業のとき高度の安全

性を保持せねばならぬものにつきまし

ては、生産とその安全性との間に観念

的には区分ができますけれども、実際

面においては区分ができないという考

えを私は信念として持つてゐるのであ

ります。おだいにお話の航空機のいわゆ

る型式證明についても耐空證明について

けです。それは多武良委員からもしばしば指摘されました。従つてこういうことを運輸大臣の指揮監督下にある職員が、先ほど運輸大臣が申されましたように、さらに運輸省の職員が入つて立入り検査をしなければならないという必要はおそらくないと思う。しかもそれがあるとするならば、それはどういう場合であるかということをお伺いしたわけです。

○大蔵政府委員 具体的に問題につきましてはこの検査規則、検査標準を実施する上におきまして、あるいはそれらが順当になされているかどうかといふ面につきまして先ほど御説明申し上げたように、その検査官の実施状況を見るために工場に立ち入り、工場の生産を検査するとか、それを指導するとか、監督するとかいう問題でなしに、通産省の検査官の実施状況を見たいときには、見る権能だけを要求していいわけです。具体的に申しましても、それが起きる場合と起きない場合、起きることもあるといふことは過去の実例かと想定いたしまして、「一応それだけは法文としてとつておきたい」という考え方から立案いたした次第であります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単に質問して終りますが、この検査官の検査の実情を見るために職員を派遣するということですが、もし検査官の検査のやり方が悪かつたら、そこへ航空長官は意見をさしはさまるであろうと思いまして、ただ單に検査の状況を見るといふことですが、これは必要がないと思う。その結果に基づいてもし不備な点があれば、運輸省側の意見がそるわけです。この点につきましてはも

こにはさまれると思うのです。そうなればおぞらくないと思う。しかもそれがあるとするならば、それはどういう場合であるかということをお伺いしたわけです。

○大蔵政府委員 そういう面につきましては、この検査といふものは單に安

全性の検査のみに限られ、かつまた通

産省の職員もその面においてのみ運輸

大臣の指揮監督を受けているわけであ

ります。また立入り検査をするものに

つきまして、その面のみについて

実施さすわけであります。それ以外の

ことにつきましては、何ら所管となつて

いません。その点につきましては、およそ

ましては十分職員にそれらの点を納得

せしめ、また教育して、そういうこと

のないように努めて行きたいと考えて

いるわけであります。御承知のように

戦前には航空機製造事業法といふもの

がありまして、製造事業法は生産技

術、生産事業者の助長政策でありまし

たが、半面航空法がありまして、航空

機の検査といふものは事業法が軍需省

に移つた後も、航空局といたしまして

別途航空法に基きまして、終戦に至る

まで民間機の検査はしていなかったわけ

であります。かつた航空局が実施してい

た検査といふものにつきましては、生

産事業関係者から異論が出たといふ

ことがあります。かくした航空局が、いろ／＼

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思

います。かくした航空長官は意見をさし

はさむべきであるといふことになります。

○加藤(謙)委員 時間がないから簡単

に質問して終りますが、この検査官の

検査の実情を見るために職員を派遣す

るといふことですが、もし検査官の検

査のやり方が悪かつたら、そこへ航空

長官は意見をさしはさまるであろうと思